



# 鳥取県公報

平成 29 年 3 月 28 日 (火)  
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|        |   |
|--------|---|
| ◇ 条 例  | 鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例<br>(25) (議会事務局議事・法務政策課) . . . . . 3 |
|        | 鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例 (26) (〃) . . . . . 4               |
| ◇ 議会告示 | 鳥取県議会図書室規程の一部改正 (1) (〃) . . . . . 5                       |
|        | 鳥取県政務活動費交付条例施行規程の一部改正 (2) (〃) . . . . . 7                 |
|        | 鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部改正 (3) (〃) . . . . . 8            |

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県議会情報公開条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部が改正され、不開示情報となる個人に関する情報の内容が明確化されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 非開示情報となる個人に関する情報は、その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとし、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含むこととする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)に関する事項を除き、平成29年5月30日とする。

## ◇鳥取県政務活動費交付条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

政務活動費を充てた支出の内容を証する領収書その他の書類の写しをインターネットで公表するため、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 政務活動費を充てた支出の内容を証する領収書その他の書類の写しをインターネットで公表するものとする。

## (2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成29年4月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第25号

鳥取県議会情報公開条例の一部を改正する条例

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）又は<u>会議規則</u>の規定により、公にすることができない情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p> | <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は<u>条例</u>（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができない情報</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの</u>。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3)～(9) 略</p> |

### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第8条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第26号

鳥取県政務活動費交付条例の一部を改正する条例

鳥取県政務活動費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び公表は、<u>当該収支報告書</u>の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から始める。</p> | <p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 議長は、前項の規定により保存する収支報告書及び証拠書類の写し（鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第8条に規定する非開示情報に係る部分を除く。以下「収支報告書等」という。）を一般の閲覧に供するとともに、<u>当該収支報告書</u>をインターネットの利用により公表するものとする。</p> <p>3 前項の規定による収支報告書等の閲覧及び<u>収支報告書</u>の公表は、<u>当該収支報告書等</u>の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から始める。</p> |

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務活動費については、なお従前の例による。

# 議 会 告 示

## 鳥取県議会告示第 1 号

鳥取県議会図書室規程（昭和58年鳥取県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 28 日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p>(利用時間等)</p> <p>第 2 条 図書室の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。ただし、図書室長（以下「室長」という。）が必要があると認めるときは、<u>総務部総務課長と調整のうえ、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p>2 <u>図書室の休室日は、鳥取県の休日定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）とする。ただし、室長が必要があると認めるときは、総務部総務課長と調整のうえ、臨時に休室し、又は休室日に開室することができる。</u></p> <p>(資料の管理)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前 2 項に定めるもののほか、これらの規定による管理を補完するため、資料（室長が指定したものに限る。）については、鳥取県立図書館システム（鳥取県立図書館の図書館資料について電子計算機を用いて一元的に管理を行う情報処理システムをいう。以下「図書館システム」という。）に登録して管理するものとする。</u></p> <p>(貸出し)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 同時に貸出しを受けることができる図書の数は、12 冊以内とし、貸出期間は、<u>2 週間以内とする。ただし、貸出期間の最終日が県の休日に当たるときは、その直後の県の休日でない日までを貸出期間とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 図書の貸出しを受けようとする者は、貸出票に所要事項を記入して室長に提出しなければならない。ただし、室長が指定した図書の貸出しを受けようと</p> | <p>(利用時間)</p> <p>第 2 条 図書室の利用時間は、<u>鳥取県の休日</u>を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日以外の日の午前 8 時 45 分から午後 5 時までとする。ただし、図書室長（以下「室長」という。）が必要があると認めるときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>(資料の管理)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(貸出し)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 同時に貸出しを受けることができる図書の数は、12 冊以内とし、貸出期間は、<u>議員にあっては 2 週間以内、県職員にあっては 1 週間以内とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 図書の貸出しを受けようとする者は、貸出票に所要事項を記入して室長に提出しなければならない。</p> |

する場合は、鳥取県立図書館の利用者カード（個人貸出のため鳥取県立図書館が発行するカードをいう。以下「利用者カード」という。）の提示によってこれに代えることができる。

5 図書の貸出し等の状況は、貸出票（利用者カードにより貸し出した図書にあっては、図書館システム）により管理するものとする。

5 図書の貸出し等の状況は、貸出票により管理するものとする。

#### 附 則

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前に貸出しを受けた図書の貸出期間については、改正後の鳥取県議会図書室規程第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 鳥取県議会告示第2号

鳥取県政務活動費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| (収支報告書等の閲覧等)<br>第3条 略<br>2 閲覧は、 <u>議長が指定する場所</u> で、執務時間中にしなければならない。<br>3～5 略 | (収支報告書等の閲覧等)<br>第3条 略<br>2 閲覧は、 <u>鳥取県議会図書室</u> で、執務時間中にしなければならない。<br>3～5 略 |

## 附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

**鳥取県議会告示第3号**

鳥取県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年鳥取県議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

| 改 正 後           |                        |          |  | 改 正 前           |               |          |  |
|-----------------|------------------------|----------|--|-----------------|---------------|----------|--|
| 様式第3号（第3条関係）    |                        |          |  | 様式第3号（第3条関係）    |               |          |  |
| 年 月 日           |                        |          |  | 年 月 日           |               |          |  |
| 所得等報告書          |                        |          |  | 所得等報告書          |               |          |  |
| 鳥取県議会議長 様       |                        |          |  | 鳥取県議会議長 様       |               |          |  |
| 鳥取県議会議員 _____ ㊞ |                        |          |  | 鳥取県議会議員 _____ ㊞ |               |          |  |
| 1 所得            |                        |          |  | 1 所得            |               |          |  |
| 区 分             | 所得金額                   | 基因となつた事実 |  | 区 分             | 所得金額          | 基因となつた事実 |  |
| 略               |                        |          |  | 略               |               |          |  |
| 分離課税            | 略                      |          |  | 分離課税            | 略             |          |  |
|                 | 一般株式等の事業・譲渡・雑所得        |          |  |                 | 株式等の事業・譲渡・雑所得 |          |  |
|                 | <u>上場株式等の事業・譲渡・雑所得</u> |          |  |                 |               |          |  |
|                 | 上場株式等の利子・配当所得          |          |  |                 | 上場株式等の配当所得    |          |  |
| 略               |                        |          |  | 略               |               |          |  |
| 注 略             |                        |          |  | 注 略             |               |          |  |
| 2 略             |                        |          |  | 2 略             |               |          |  |

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。